

RoHS 指令の附属書 IV の適用除外用途を改訂



欧州委員会(EC)は 4 月 10 日、RoHS 指令(2011/65/EU)の附属書 IV を改訂し、鉛および水銀に関する適用除外項目を追加する 2 つの委員会委任指令((EU) 2015/573、(EU) 2015/574)を官報公示しました。

今回改訂された適用除外項目は次のとおりで、附属書 IV へ新たに 2 つの適用除外用途が追加されます。

これらの委員会委任指令は官報公布の 20 日後に施行され、加盟国は施行後 9 カ月以内に国内法に反映することになります。

附属書 IV 項番	適用除外用途(英)	適用除外用途(和訳)	期限	委員会委任指令番号
41	Lead as a thermal stabiliser in polyvinyl chloride (PVC) used as base material in amperometric, potentiometric and conductometric electrochemical sensors which are used in in-vitro diagnostic medical devices for the analysis of blood and other body fluids and body gases.	血液やその他体液、体ガスの分析に使用する体外診断用医療機器中の電流測定、電位差測定、電気伝導測定の電気化学的センサーの基板として利用される PVC 中の熱安定剤としての鉛	2018 年 12 月 31 日	(EU) 2015/573
42	Mercury in electric rotating connectors used in intravascular ultrasound imaging systems capable of high operating frequency (> 50 MHz) modes of operation.	高動作周波数(>50MHz)モードを有する血管内超音波イメージングシステムで使用される電動回転コネクタ中の水銀	2019 年 6 月 30 日	(EU) 2015/574

当社では、製品分析に加えて、排水、下水、環境水、産業廃棄物等の様々な種類の分析について、長年の経験と実績があります。

お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 4 月 10 日付 欧州連合官報
平成 27 年 4 月 30 日付 ワールドエコスコープ

化学分析箇所 竹下尚長

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

